

○外交官の交通事故・事件等措置要領について（概要）

（昭和44年福警交指内訓第5号）

この内訓は、外交官(外交官の家族の構成員で、その世帯に属する者その他外交官と同様に特権が認められている者を含む。)の交通事故・事件等措置要領を定めたものである。

主な内容として

○ 外交官に係る犯罪の捜査

○ 交通事件の措置

などの項目からなっている。